

感染防止認証店助成金 よくあるご質問

Q1 どのような店舗が対象になりますか。

A1 県感染防止認証制度の認証を受け、支援金の交付を受けた市内の店舗が対象です。
「感染防止宣言ステッカー」ではありませんので、注意してください。

Q2 申請書は春日市ホームページでダウンロードする以外にどこかで入手できますか

A2 10月20日（水）以降、市役所4階地域づくり課と市商工会窓口に設置します。

Q3 市内に在住していますが、市外で飲食店を営んでいます。申請できますか。

A3 申請できません。市内の店舗のみが申請できます。

Q4 2つの店舗を営んでいますが、それぞれ申請することはできますか。

A4 申請できます。法人、個人事業者に関わらず店舗ごとに申請してください。

Q5 認証を受けたが、支援金は交付されていません。事前に申請することはできますか。

A5 申請できません。交付決定を受けてから申請してください。

Q6 県感染防止認証制度の支援金の交付を受けたことを証する書類とは何を指すのか。

A6 県感染防止認証制度に係る支援金についての支給決定通知書を添付してください。

Q7 創業してから1年が経過しておらず、確定申告書の提出ができない場合は、どうすればよいですか。

A7 法人：税務署長宛の法人設立届出書の写しを提出してください。

個人：開業届の写しを提出してください。